

「いぶき野小学校いじめ防止基本方針」

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より抜粋)

2 いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもが温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 学校いじめ防止基本方針

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。いじめの起きにくい学校風土、学級風土づくりに努めます。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

・学校いじめ防止基本方針の目的 など

いじめに対しては、本校のどの児童にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「いぶき野小学校いじめ防止基本方針」を定める。

第2章 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

1 学校いじめ防止対策委員会の構成

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・担任（学年主任・特別支援コーディネーター）必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2 学校いじめ防止対策委員会の役割

- 学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回、定期的に開催する。
また、いじめの疑いがあった段階で、臨時に学校いじめ防止対策委員会を開催する。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成、保管し進捗の管理を行う。
- いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応をする。

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めること。

第3章 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

1 いじめの未然防止への取組

- 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。
- 学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

2 具体的手だて

- (1) 授業や行事などで児童の主体的に取り組む活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れるようにする。
- (2) 特別活動、人権教育、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、自分らしさを認め合えるあたたかい人間関係づくりや居場所づくりに取り組む。
- (3) 保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。
- (4) 「いじめアンケート」や「Y P アセスメントシート」を定期的実施し、児童が日頃抱えている困り感などを把握する。また、学級の実態に応じて「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

3 いじめの早期発見のために

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 日頃から授業の時間・休み時間・給食の時間・そうじの時間・朝や帰りの時間・登下校などに児童の表情や言動、友達関係などをよく観察することを通して、助けを求めている児童のサインを見逃さないようにし、いじめを早期発見する。
- (2) 日頃から児童・保護者と信頼関係を築き、授業の時間・休み時間・給食の時間・そうじの時間・朝や帰りの時間・登下校・家庭訪問・個人面談・懇談会など、あらゆる機会を活かして児童・保護者からの教育相談やいじめに関わる相談を受けられるようにする。
- (3) 教育相談は、学級担任だけでなく、学年職員、児童支援専任、養護教諭、専科教諭、栄養教諭、技術員、事務職員、学校カウンセラー、学校長、副校長など、すべての教職員が行うようにし、いじめを早期発見する。そのために、日頃からさまざまな立場の教職員が児童と関わりをもつようにする。
- (4) 「いじめアンケート」や「いじめ解決一斉キャンペーン」を実施し、いじめを早期発見する。
- (5) 学校は、地域や関係機関などからも情報を得て、いじめの早期発見に努める。
- (6) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

4 いじめに対する措置やいじめの解消について

・いじめに対する措置について

- (1) いじめの疑いがあった場合や、いじめに関わる相談を受けた場合は、児童・保護者からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的に対応する。また、教職員がいじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、学校いじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会で決定した方針や役割分担をもとに、早急に事実確認する。
 - ①被害児童・保護者の「苦しい」「辛い」気持ちや自責の念などの心情を理解し、それらの気持ちを受けとめながら事実を正確に把握する。また、被害児童・保護者には、被害児童・保護者の安全・安心の確保に全力を傾けることを伝える。
 - ②被害児童・保護者の意思を尊重した上で、加害児童への事実確認を行う。必要に応じて、加害児童の保護者にいじめについて事実確認の協力を依頼する。

いじめを認めた場合、いじめを直ちにやめさせるとともに、相手の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。また、どんなことがあってもいじめは決して許されないという毅然とした態度で指導し、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。
- (3) いじめを受けた児童には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、安心して学習できる体制を整える措置を講ずる。児童の状態に合わせて、心のケアも継続的に行う。
- (4) いじめを行った児童が一定の限度を超えて心身の苦痛を与えた場合は、教育上必要があると認めるとき、いじめられている児童を守るため、いじめを行った児童等の保護者に対して、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- (5) いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者に事実関係を丁寧に報告して、いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じ、解決のために保護者と連携して対応する。
- (6) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は教育委員会及び所轄警察と連携して対応する。

・いじめの解消について

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、関係児童・保護者に継続的に状況確認を行う。また、いじめ防止対策委員会は、担任や学年職員と連携して、いじめが「解消している」状態を確認する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 年間計画（案）

月	活動	具体的内容	地域・家庭・関係機関との連携
4	<input type="checkbox"/> 担任、学年引き継ぎ <input type="checkbox"/> 個人面談（全家庭） <input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（立ち上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報収集、人間関係の把握 保護者、児童の教育ニーズの把握 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 「いぶき野小学校いじめ防止基本方針」の共通理解【学校／家庭／地域】 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観/懇談会 小中連携・一貫教育全体推進会議 学校運営協議会
5	<input type="checkbox"/> 特別支援検討会 <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> 横浜プログラムの実施 <input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> チーム支援体制づくり いじめの未然防止と早期解決に向けて実態把握 人間関係づくり、ルールづくり 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 いじめの実態に基づき、対策会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観（1年生） 学校説明会
6 7	<input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> 個人面談（全家庭） <input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 保護者、児童の教育ニーズの把握 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 いじめの未然防止と早期解決に向けて実態把握 いじめの実態に基づき、対策会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 田奈中学校区学校家庭地域連携事業総会 学校警察連絡協議会
8	<input type="checkbox"/> 職員研修 <input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 いじめの実態に基づき、対策会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 小中合同夏季研修会 小中連携・一貫教育
9 10	<input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> YPアセスメント <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> ネット安全教室 <input type="checkbox"/> 街の教育座談会	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 いじめの実態に基づき、対策会議を行う 子どもや学級の社会的スキルの育成状況把握 いじめの未然防止と早期解決に向けて実態把握 ネット上での児童間のトラブルの未然防止 学校代表児童参加（中学校ブロック） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観/懇談会 学校運営協議会 学校をひらく週間 土曜参観 作品展
11 12	<input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> いじめ解決一斉キャンペーン <input type="checkbox"/> 個人面談（全家庭） <input type="checkbox"/> 人権週間	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導に関する職員の共通理解、情報交換 いじめの実態に基づき、対策会議を行う いじめの未然防止と早期解決に向けて実態把握 教職員のいじめ問題に対する意識の向上 保護者、児童の教育ニーズの把握 人権教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 県学校警察連絡協議会総会 学校教育委員会 学校警察連絡協議会
1	<input type="checkbox"/> 代表委員会 <input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 横浜プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童主体のいじめの問題に関する取り組み 学級編成に向けて人間関係の把握 いじめの実態に基づき、対策会議を行う 学級集団の完成 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観/懇談会 新入学保護者説明会 学校運営協議会
2 3	<input type="checkbox"/> YPアセスメント <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> 児童指導部会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の点検・見直し <input type="checkbox"/> 担任、学年引き継ぎ準備（学級編成等）	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや学級の社会的スキルの育成状況把握 いじめの未然防止と早期解決に向けて実態把握 児童指導に関する共通理解、情報交換 いじめの実態に基づき、対策会議を行う 年間計画、いじめの未然防止の取組、早期発見の取組、いじめへの対応の取組、いじめの解消への取組の点検及び見直し 児童に関する引き継ぎ事項の整理 引き継ぎ資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校説明会 学校警察連絡協議会 小中連携・一貫教育全体推進会議
	通年 教育相談 関係機関との連携 いじめ防止対策委員会の開催		

第4章 重大事態への対処

・重大事態の報告 ・重大事態の調査 ・児童生徒・保護者への報告

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

第6章 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

○令和3年3月31日 改訂